

令和6年度 フォークリフト運転技能講習等助成事業実施要領

令和6年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和6年度 80万円

2. 助成対象

陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部が実施するフォークリフト運転技能講習及びはい作業主任者技能講習の資格を取得した県内事業所に在籍する運転者等を雇用している会員事業者とする。講習日までに社会保険等に加入していることを原則とするが、特例として社会保険等に加入する前の受講を認める。

但し、その場合は講習日から1か月以内に必ず社会保険等に加入していることを条件とする。(※健康保険証の資格取得年月日で確認)

注：この助成金は、雇用している運転者等が資格を取得する場合に、その費用を負担している会員事業者に対する助成であって、個人に助成するものではありません。
陸災防が発行する領収証は、必ず会員事業者宛のものであること。

3. 助成額

助成額は以下のとおりとする。

1. フォークリフト運転技能講習（31時間講習）・・・ 10,000円/1名
2. フォークリフト運転技能講習（11時間講習）・・・ 5,000円/1名
3. はい作業主任者技能講習・・・ 3,000円/1名

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和6年4月1日～令和7年3月3日とする。

受付期間内に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部で技能講習を受講し、修了証の交付を受けること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱

「フォークリフト運転技能講習等取得費用助成金交付要綱」のとおり

【参考】

申請可能な例 (○)

① 社会保険加入日
② 講習日
③ 資格取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年4月1日
令和6年4月10日
令和6年5月10日
令和6年6月10日

昭和60年9月1日
令和6年4月1日
令和6年7月10日
令和7年3月4日

申請可能な特例 (○)

① 社会保険加入日
② 講習日
③ 資格取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年5月1日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和6年6月1日

令和6年5月1日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和6年3月4日

申請不可能な例 (×)

① 社会保険加入日
② 講習日
③ 資格取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年4月1日
令和6年3月10日
令和6年4月10日
令和6年6月10日

※前年度入校×

昭和60年9月1日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和7年3月6日

※締切後申請×

申請不可能な特例 (×)

① 社会保険加入日
② 講習日
③ 資格取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年6月10日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和6年6月10日

※特例：1ヶ月超×

令和6年5月2日
令和6年4月1日
令和6年4月30日
令和7年3月4日

※特例：1ヶ月超×

フォークリフト運転技能講習等取得費用助成金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

第 1 条(目 的)

少子高齢化によるトラック運送事業のドライバー不足に対応するため、荷役作業時に必要とされるフォークリフト運転技能講習及びはい作業主任者技能講習の資格取得に係る費用の一部を助成し、労働力を確保することを目的とする。

第 2 条(助成対象)

助成の対象は、第 3 条の期間内に第 4 条の対象免許を取得した従業員が在籍している一般社団法人徳島県トラック協会(以下、「徳ト協」という。)の会員事業者とする。

第 3 条(期 間)

助成金の申請期間は、毎年実施要領で定め、その期間内に陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部で技能講習を受講し、資格を取得することとする。

なお、受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

第 4 条(助成金額)

資格の種類ごとの助成金額は、毎年実施要領で定めることとする。

第 5 条(申 請)

助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「フォークリフト運転技能講習等取得費用助成金交付申請書」により徳ト協へ申請しなければならない。

第 6 条(助成金の交付)

徳ト協は、第 5 条の申請があった場合は、速やかに提出書類を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。その場合、原則として受付順での処理とし、予算額に達した時点で交付終了とする。

第 7 条(助成金の返還)

以下のいずれかに抵触する場合、会員事業者は助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

1. 助成を受けた従業員が、免許取得後 1 年未満で退職した場合。
2. 書類等に対し虚偽の事実が判明した場合。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

【附 則】

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

改正 第5条 平成29年4月1日適用